

放課後児童クラブのあり方検討プロジェクトチームにおける検討結果について

本市では、子どもを核としたまちづくり施策として、保育所等における就学前の待機児童の解消に全力で取り組んでいるところでありますが、次なる課題として、放課後児童クラブについて、さらなる受け皿を確保していくとともに、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整えていく必要があります。

そこで、今後増えニーズの高まる放課後児童クラブの「量と質」に関する課題について、子ども・子育て、教育、地域などの関係機関が連携して取り組むため、「放課後児童クラブのあり方検討プロジェクトチーム」を設置し、これから放課後児童クラブのあり方等について検討を行いましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1 放課後児童クラブにおける現状と課題及び対応方針

(1) 量の確保(待機児童の発生防止)

① 施設の確保

現状 ・ 課題	学校の余裕教室等の改修が、どうしても困難な場合は、敷地内に専用施設の建設を行う必要があるが、費用負担が大きくなるほか、敷地面での教育環境の悪化を招いている。 夏休み等長期休業期間のみの受け入れや、子どもの静養、情緒が不安定となった場合の場所も必要である。
対応 方針	学校、保護者、指導員の理解を得て、放課後等の特別教室や長期休業期間の普通教室など学校施設のさらなる活用を図るほか、学校以外の公共施設（幼稚園、コミセン等）についても最大限に活用する。

② 指導員の確保

現状 ・ 課題	入所児童の増加に伴い、必要となる指導員の数も増加しているが、指導員の勤務時間がフルタイムではなく、変則的であること、また、給与水準も低いことから、指導員の入れ替わりも生じやすく、安定した確保が難しくなってきている。
対応 方針	給与水準の引き上げや昇給の仕組みの構築など、指導員の待遇を改善し、モチベーションの向上を図るとともに、勤務時間や年齢制限の見直し等の柔軟な働き方の検討や、保育士確保の取り組みと連携した指導員の確保及び職のPRを図る。

(2) 質の確保

① 指導員の質の向上

現状 ・ 課題	指導員については、可能な限り有資格者を配置しているところであるが、指導員不足により、経験や資格のない補助指導員も配置している。また、指導員全体の質の向上のための取り組みも必要である。
---------------	---

対応方針	<p>就業規程や業務マニュアルを改定し、果たすべき役割や子どもの育成方針、育成方法を明確化した上で、研修体系や制度の見直しを行う。また、指導体制や研修実施体制の充実を図るため、教員OBをスーパーバイザーとして配置する。</p> <p>県が実施する認定資格者研修の全指導員の受講を進めるとともに、無資格者については、認定資格者研修に準じた市独自の資格研修を実施する。</p> <p>主任指導員のさらなる配置を推進し、責任体制の明確化や育成内容の充実を図る。</p>
------	---

② 育成内容の充実

現状・課題	<p>放課後児童クラブを単に子どもを預かる施設ではなく、「学びや出会いのある場所」、また、「子どもや家庭に対する気づきの場所」として充実させるため、指導員、学校、地域、関係団体等が、子どもに関する情報や地域の組織や団体に関する情報を共有するとともに、地域との交流、地域による学習支援など、地域みんなで子どもを支援する体制を作る必要がある。</p> <p>発達障害等により支援の必要な児童への対応が必要である。</p> <p>保護者からは、基本的な生活習慣の習得や遊び等の内容の充実、読書や学習支援等の学習面での支援のほか、夏休みのみ入所の拡大、育成時間の延長、夏休み給食の実施等に対してのニーズがある。</p>
対応方針	<p>関係機関がより連携できる仕組みづくりのため、共有する情報の内容や連絡窓口、方法等について協議を進める。</p> <p>地域との交流等については、主任指導員がコーディネーターとなり、高齢者との交流や地域行事への参加など、コミセンでの活動団体や校区まちづくり組織、市民活動団体等と協働した取り組みを行えるよう、市や事務局が支援していく。</p> <p>放課後子ども教室については、放課後児童クラブの児童も含めた、全ての児童が放課後に多様な体験や活動ができるよう実施校の拡大や参加促進に取り組む。</p> <p>支援の必要な児童への対応については、臨床発達心理士や作業療法士などの専門職による巡回支援訪問、職員研修、保護者との相談等を行うほか、関係機関との連携を深めるなど、きめ細やかな対応ができる支援体制を構築する。</p> <p>また、保護者ニーズを踏まえた、サービスの拡大等についても検討していく。</p>

2 放課後児童クラブの今後のあり方について

放課後児童クラブの「量と質の確保」については、喫緊の課題であり、市が責任を持って迅速に対応するべきである。国においては、今後、指導員の配置人数及び資格要件が緩和される方向であるが、本市においては、引き続き、有資格者を複数人配置することを原則とし、市独自の研修制度の実施等により、さらなる質の向上に取り組んでいく。

また、明石放課後児童クラブ運営委員会については、本年度より、事務局の体制強化を図っているところであり、今後も、市との連携をさらに強化し、指導員確保や育成内容の充実に取り組んでいく必要がある。

一方で、運営委員会は、公立化以降、利用者数の増加や開所時間の延長等、多様化する保護者ニーズに対応してきたが、非常勤の運営委員や嘱託職員等で構成されている法人格のない組織であり、近年、指導員の確保や労務管理、育成内容の充実などの面において、十分に対応することが困難になってきている。

今後、放課後児童クラブにおける量と質の課題については、市が今以上に責任を持って対応するとともに、運営体制の見直しも含めた検討を行っていく必要がある。